

井原市スポーツ推進計画

(第3期 令和5年度～令和9年度)
(2023年度) (2027年度)

スポーツの 力でつくる ひととまち



井原市教育委員会
令和5年3月

目 次

第1章 推進計画の概要

1 井原市のスポーツの現状と課題	1
2 スポーツ推進における基本的視点	2
3 基本理念・目標	3
4 施策の体系	5

第2章 具体的方策

1 気軽にスポーツに親しむことができる環境づくり	6
（1）生涯スポーツの振興	6
①スポーツ教室の充実	
②いばら生き生きクラブの活動の充実と自立の促進	
③スポーツ推進委員の活動の充実	
④ニュースポーツの普及	
（2）体力や健康状態にあったスポーツの振興	9
①スポーツ大会等の実施、充実	
②まちづくりとスポーツの連携	
③子どものスポーツ機会の充実	
④学校部活動の地域移行の推進	
⑤青年期・壮年期のスポーツ機会の充実	
⑥高齢者のスポーツ機会の充実	
⑦障害者スポーツの充実	
2 競技スポーツの振興	11
（1）井原市スポーツ協会の充実	11
①競技人口の増加	
②高レベルの技術に触れる機会の創出	
③ジュニアの育成支援	
④学校スポーツとの連携	
（2）スポーツによる元気の発信	11
①陸上競技、新体操のまちづくり	

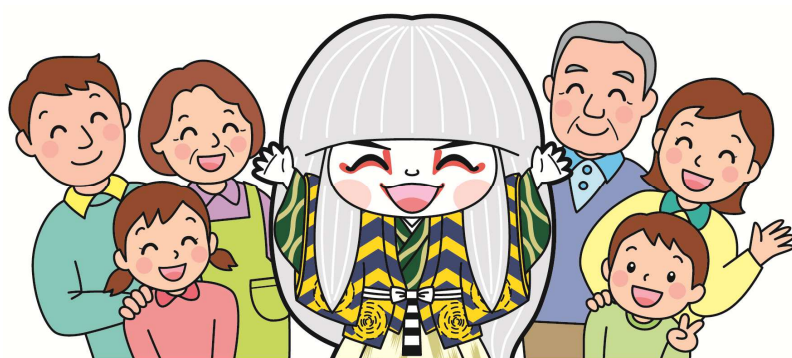
- ②各競技のレベルの向上
- ③スポーツ施設の整備・充実と管理

第3章 計画推進の考え方

- 1 スポーツ推進についての意義 13
- 2 市民総参加に向けて 13

第4章 資料編

- ◆井原市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿 15
- ◆井原市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱 16
- ◆スポーツ基本法（抜粋） 17
- ◆岡山県スポーツ推進条例（抜粋） 23
- ◆井原市生涯学習及びスポーツに関するアンケート調査結果報告書..... 27



第1章 推進計画の概要

1 井原市のスポーツの現状と課題

令和3年度の「井原市第7次総合計画」アンケートでは、「スポーツの充実」に関する市民の意識として重要度や満足度のマトリクスをみると、推移をみながら維持が望まれる項目に類別され、市民の要望としては、スポーツ施設の整備や体力づくりなどスポーツを楽しめる機会の提供が望まれています。

また、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大により運動・スポーツの機会の減少を感じているという結果となりました。

令和4年度の井原市生涯学習及びスポーツに関する市民アンケート調査では、週1日以上30分以上の汗をかくスポーツを行った頻度について42.5%となっており、国の調査と比較すると14.0ポイント低くなっています。

市が実施する各種事業については運動公園を中心に実施しているため、高齢者等遠方からは参加できにくい状況にあることから、いつでも、だれでも、どこでも、ライフステージに応じてスポーツに親しむことができる環境をつくる必要があります。一方で、スポーツを取り巻く環境も大きく変化しており、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックを踏まえて、「新しい生活様式」を考慮したスポーツイベントの運営やスポーツ行政の在り方などを見直す必要が生じています。

また、市民一人ひとりが年齢や体力等に応じてスポーツに取り組むとともに、スポーツの大切さを再認識し、自主的にスポーツに取り組むきっかけづくりの場を提供する必要があります。更に、令和7年度末までに、休日の学校の部活動の地域移行を見据えた各団体との連絡調整、体制整備等の環境整備をする必要があります。

競技スポーツでは、近年、少子高齢化や長引く不況や価値観の多様化等を背景に、団体競技を中心に競技人口が減少傾向にあります。

このため、井原市スポーツ協会を中心に関係団体が一体となって、若い世代の育成を図るとともに、全体的な競技人口の増加に向けた取組を進める必要があります。また、市民にスポーツへの関心を持ってもらうため、ハイレベルな競技に接する機会を創出するとともに、「陸上競技」「新体操」だけでなく、その他の競技におけるレベルアップを図り、井原市の元気を発信する必要があります。

2 スポーツ推進における基本的視点

国におけるスポーツの推進は、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」によって推進されてきましたが、スポーツによる国際交流や国際貢献が活発化するなど、スポーツをめぐる情勢が大きく変化してきた状況を踏まえ、新たにスポーツの推進を図るための法律として、平成23年に「スポーツ基本法」が成立しました。

この法律では、スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国においては、「スポーツ基本計画」を定め、地方公共団体も国の計画を参酌し、スポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされました。これを受け、本市におきましても、平成25年度にスポーツの推進と充実のための計画として、井原市スポーツ推進計画（第1期）を平成26年度から平成29年度までを計画期間として策定しました。

井原市スポーツ推進計画（第1期）では、基本目標を「豊かな感性を育むまちづくり ～生涯にわたるスポーツライフの実現とスポーツを通じた交流のまちづくり～」とし、基本的方策に「生涯スポーツの推進」「競技スポーツの推進」「健康づくり・体力づくり・仲間づくりとしてのスポーツの推進」の3つの柱を掲げ、市民スポーツの日の新設をはじめ、地域スポーツ教室や指導者講習会、各種スポーツ大会の開催など、スポーツ推進に係る諸施策を実施してきました。

平成30年度からの、井原市スポーツ推進計画（2期）では、基本目標を「スポーツでみんなが輝くまちづくり」とし、基本的方策に「気軽にスポーツに親しむことができる環境づくり」「競技スポーツの振興」の2つを柱に掲げ、諸施策を実施しました。

このたび、井原市スポーツ推進計画（第2期）の最終年次を迎え、改めて課題を洗い出し、基本目標を定め、具体的な取り組みの方策を示した井原市スポーツ推進計画（第3期）を策定するものです。

なお、本計画は、井原市第7次総合計画後期基本計画を補完する個別計画として位置づけるものとし、計画期間は、総合計画の後期基本計画の計画期間である令和5年（2023年）度から令和9年（2028年）度までの5年間とします。



3 基本理念・目標

国の「スポーツ」の捉え方は、「する」「みる」「ささえる」という 様々な形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つものとしています。

令和4年に国が策定した第3期スポーツ基本計画では、『スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。』という第2期の中長期的なスポーツ政策の基本方針を踏襲しています。

また、平成30年（2018年）3月に、井原市の将来像を「くらし」「こころ」「ゆたかさ」及び「すいしん」の4つの視点から「輝くひと 未来創造都市 いばら」を基本理念に掲げ、「井原市第7次総合計画」を策定しています。その中の教育・文化に関する基本目標は、「伝統、文化が引き継がれ、郷土を愛する人が育まれるまちづくり」として、「ひとづくり」を推進していくこととしています。

この目標を推進していくために、井原市スポーツ推進計画（第2期）の基本理念を継続し基本目標を次のとおり定めます。

基本理念

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、みんながスポーツの価値を享受し、スポーツを日常生活に位置付けることで、スポーツの力により人生を楽しく健康で生き生きとしたものにする。

基本目標

『スポーツの力でつくる ひととまち』

これらの基本理念及び基本目標を達成するため、次の視点で施策に取り組みます。

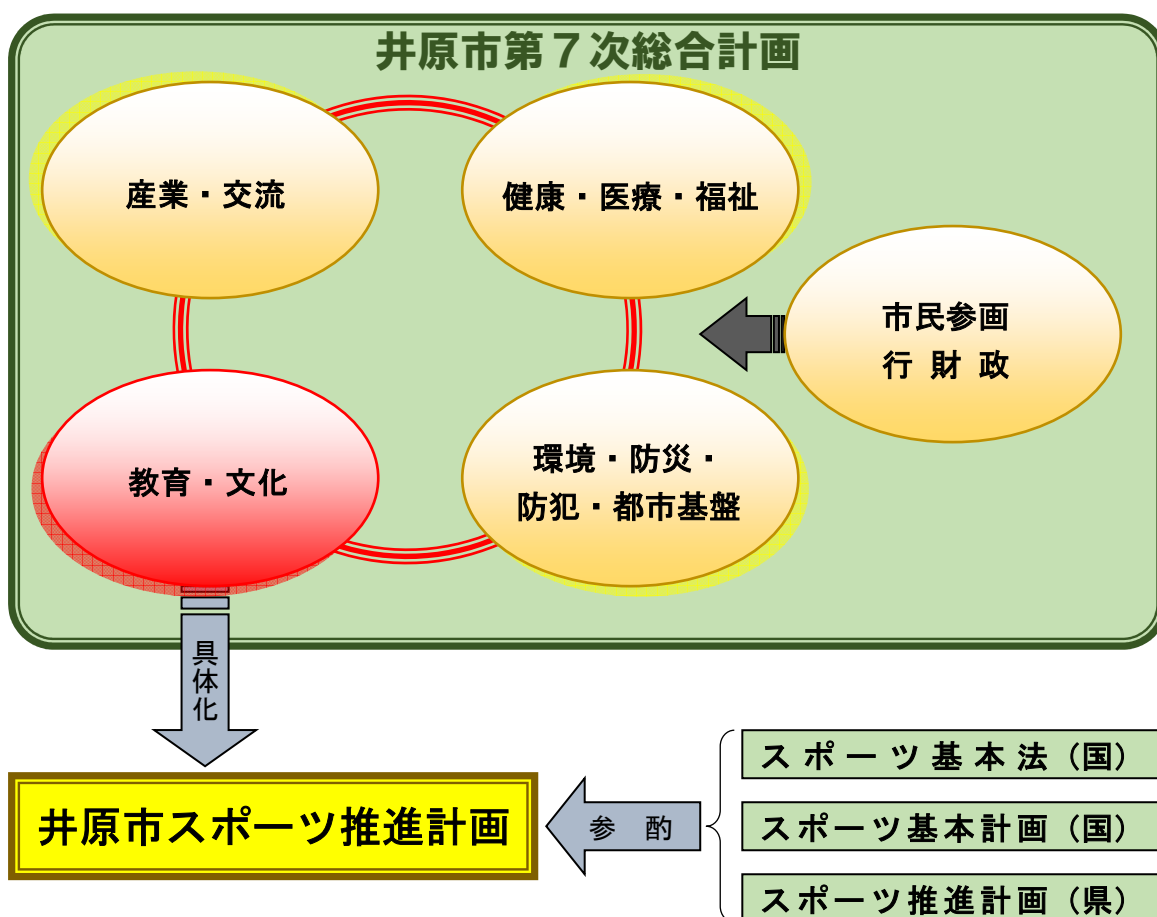
① 気軽にスポーツに親しむことができる環境づくり

心身共に健康で生き生きとした人生を送るために、生涯にわたって気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、個々の体力や健康状態にあったスポーツに取り組める環境づくりを進めます。

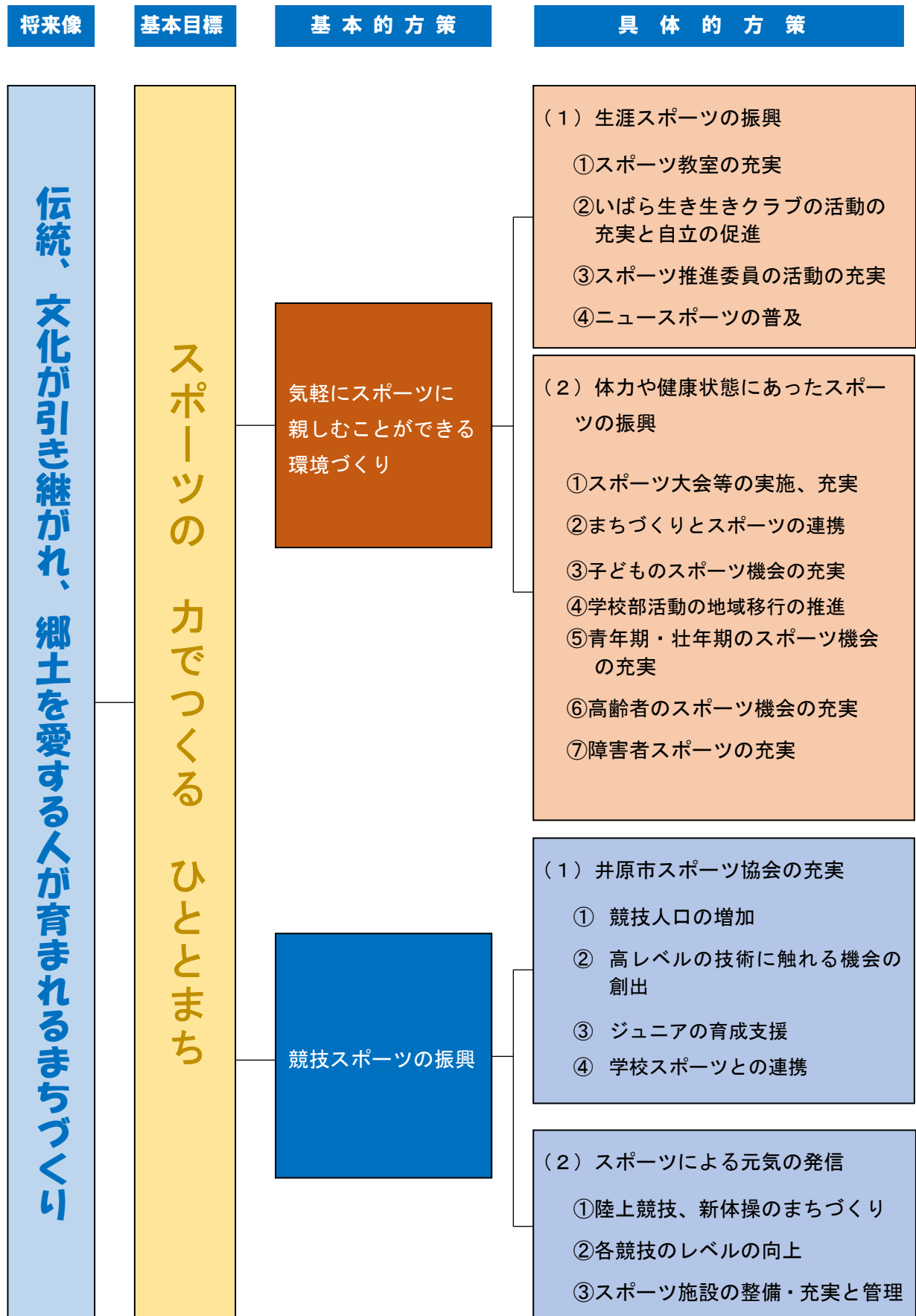
② 競技スポーツの振興

井原市スポーツ協会は、競技スポーツ振興の中核を担っており、スポーツ協会を中心に関係団体が一体となって競技スポーツ全体を盛り上げていきます。

また、新体操、陸上競技のレベルアップを図ることはもちろん、スポーツ全体のレベルを上げることで、本市の元気を発信していきます。



4 施策の体系



第2章 具体的方策

1 気軽にスポーツに親しむことができる環境づくり

(1) 生涯スポーツの振興

①スポーツ教室の充実

- ・スポーツを始めるきっかけづくりとするため、短い期間での体験教室としてスポーツ教室を実施します。
- ・各種競技の指導者の協力を得て、参加者のニーズに即した種目の充実を図ります。
- ・指導に必要な技術を習得する研修会等の受講を促進するなど、競技者の中から指導者の育成を図ります。
- ・参加する年代による開催時間の設定や体力に応じたコースの設定等、教室の開催を工夫します。

実施しているスポーツ教室

弓道教室

庭球教室（テニス・ソフトテニス）

卓球教室

バドミントン教室

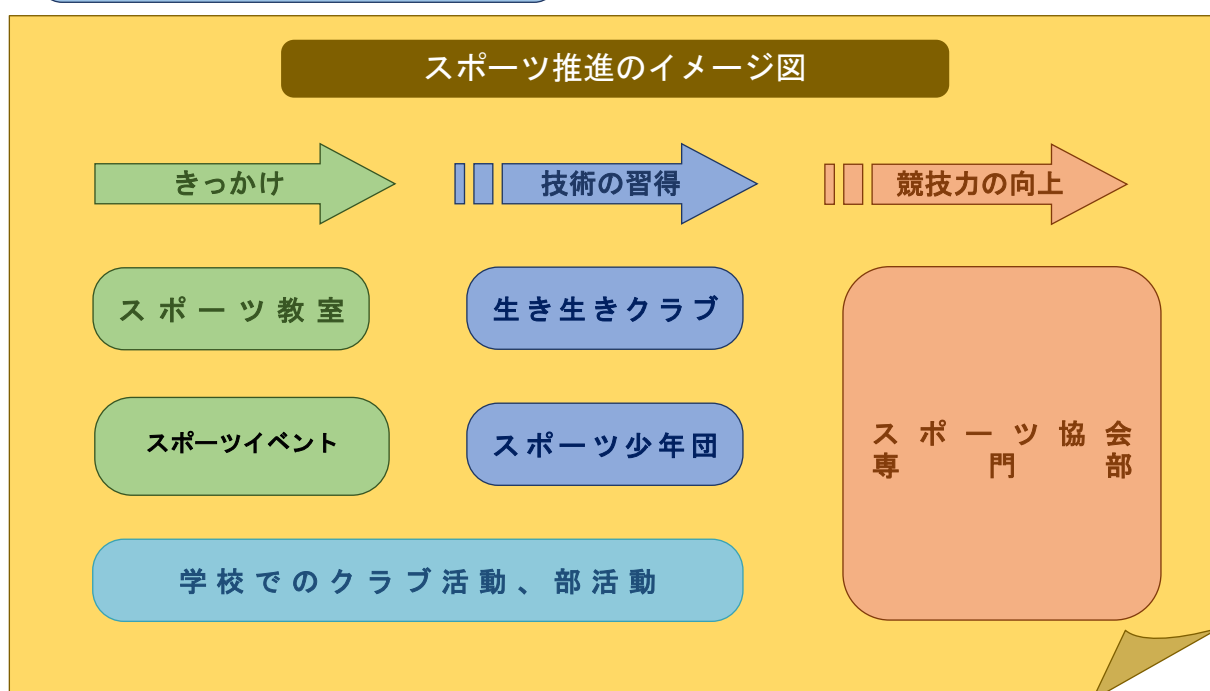
新体操教室（男子・女子）

水泳教室・SUP ヨガ教室

海洋クラブ

	現状値	目標値
各種スポーツ教室参加者数	R3 432人	R9 1,200人

スポーツ推進のイメージ図



②いばら生き生きクラブの活動の充実と自立の促進

- ・スポーツ教室での体験を継続したものにするため、また、ある程度長期間での活動を目指す人の受け皿として、いばら生き生きクラブの活動の充実を図ります。
- ・競技スポーツへのつながりとなるよう競技力の向上に努めます。
- ・総合型地域スポーツクラブの基本目標である組織としての自主的な活動を積極的に支援するとともに、各地域での活動場所の拠点化を図ります。
- ・広報やホームページ、SNSを活用し、広く市民にクラブの魅力を伝えます。
- ・参加できる種目を増やし、したい種目が選べる取組を進めます。
- ・学校施設の開放を一層進め、中心部だけの活動にとどまらず各地域への普及を図ります。
- ・地域への広がりを進めることによって生じる指導者の不足を解消するため、地域の指導者の育成を図ります。
- ・途切れることのない指導体制を確保するため、後継者を育成します。

いばら生き生きクラブ会員数の推移

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年 度																合 計
					ソフトバレー	ゴルフ	弓道	ソフトテニス	テニス	陸上競技	卓球	合気道	華道	茶道	陶芸	野球	バウンドテニス	バドミントン	大人の楽トレ		
幼稚園	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4
小学生	233	168	167	129	-	-	17	6	-	65	9	12	5	-	-	-	-	38	-	151	
中学生	48	49	39	36	1	-	7	-	4	21	3	2	-	-	-	-	-	9	-	43	
高校生	13	5	12	3		-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	
一 般	245	240	226	121	20	-	12	3		-	30	3	10			-	13	24	30	145	
合 計	540	464	444	289	21		46	9		86	42	21	15				13	70	30	353	

	現状値	目標値
いばら生き生きクラブ会員数	R3	R9
	353 人	550 人

③スポーツ推進委員の活動の充実

- ・地域や学校へスポーツを普及する人材として活動の場を拡充するとともに、地域での活用を促進するため、周知に努めます。
- ・地域スポーツ教室にスポーツ推進委員を派遣することにより、ニュースポーツを普及します。
- ・スポーツ推進委員相互の交流や活動を広く市民へ周知するため、市民体育祭、健康マラソン等の市内スポーツ行事へ積極的に参加するよう働きかけます。
- ・井原市スポーツ推進委員協議会や岡山県スポーツ推進委員協議会の研修会等を活用し、スポーツ推進委員の資質の向上を図ります。
- ・スポーツ推進委員の活動の様子を広報し、地域に知ってもらうことにより、活動の機会を増やします。

	現状値	目標値
地域スポーツ教室	R3	R9
	4回	12回

④ニュースポーツの普及

- ・地域が取り組みやすいニュースポーツ用具の整備や貸出を積極的行います。
- ・だれでも気軽に親しむことができるニュースポーツを普及するため、使用する用具をホームページ等で紹介します。
- ・ニュースポーツの競技法やルールを分かりやすく解説した冊子を体育施設等に配布するとともにホームページでも紹介します。



（２）体力や健康状態にあったスポーツの振興

①スポーツ大会等の実施、充実

- ・スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、市民がスポーツの価値を享受できるよう意識の高揚を図ります。
- ・市民体育祭等が市民が参加しやすい大会となるよう種目や実施方法等を検討します。
- ・新体操フェスティバルやマラソン大会、駅伝競走大会等の開催を通じて市内外の交流を促進します。
- ・現在行っているマラソンへの相互派遣を継続し、市民レベルでの交流を図ります。
- ・大会が安全に開催できるよう施設・設備の整備充実を図ります。
- ・大会の内容が参加者に適切に伝わるようホームページや SNS 等の時代に即したツールを活用し早期の情報提供に努めます。

	現状値	目標値
各種スポーツ大会事業数	R3	R9
	15 事業	52 事業

②まちづくりとスポーツの連携

- ・市民総参加を目指し、特定の場所での開催に限定することなく、市内各所でスポーツの取組が行われるよう全域への普及を図ります。
- ・市民体育祭の実施やニュースポーツ等の普及により、地区でのスポーツの活性化を図るとともに、スポーツによる交流の拡大を図ります。
- ・「する」だけではなく「みる」「ささえる」人口を増やすことによってスポーツに参加することを推進します。

③子どものスポーツ機会の充実

- ・幼児期の運動習慣は、体力や運動能力の向上につながるだけでなく、意欲や気力の高揚、社会適応力の発達などにも影響があることから、遊びを中心とする身体活動の充実を図ります。
- ・学校での体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子どもがスポーツをする機会の充実を図ります。

④学校部活動の地域移行の推進

- ・学校生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。
- ・地域のスポーツ関係団体との連携を図り、休日の部活動の地域移行を令和 7 年

度末までに段階的に行います。

- ・学校施設の開放など環境を整えます。

⑤青年期・壮年期のスポーツ機会の充実

- ・仕事や子育て等で忙しい青年期から壮年期までのスポーツ参加の機会を充実するため、ライフスタイルや志向にあった機会の提供に努めます。
- ・学校施設の開放など、気軽にスポーツが楽しめる環境を整えます。
- ・親子など家族と一緒に気軽に参加できる大会を開催し、参加を促します。
- ・ホームページや SNS 等を活用し各種サークルを紹介し情報提供を行います。

⑥高齢者のスポーツ機会の充実

- ・高齢者がスポーツを通じて、生きがいを得たり、自らの健康づくりを考えたりできるよう、保健、福祉等幅広い分野と連携しながらスポーツの普及に取り組みます。
- ・井原市グラウンド・ゴルフ場の利用促進、大人の楽トレ教室や地区で行われるサロン等での運動を通して、高齢者の交流や社会参加の機会を提供します。また、市内全域、各地区でのグラウンド・ゴルフの普及を推進します。

⑦障害者スポーツの充実

- ・スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、市民がスポーツの価値を享受できるよう意識の高揚を図ります。
- ・福祉部局と連携し、障害者の社会への積極的な参加と交流を促すため、誰もが一緒になって楽しむことができるスポーツの場や機会の提供を図ります。
- ・障害者のスポーツやレクリエーションの指導者、支援できるボランティアの養成、確保に努めます。
- ・誰もが安心して利用や観戦ができるよう施設のバリアフリー等、環境整備に努めます。

スポーツ施設の利用状況

年 度	体育施設	B & G プール	グラウンド・ゴルフ場	合 計
平成 29 年度	223,720 人	73,694 人	33,193 人	330,607 人
平成 30 年度	215,846 人	64,998 人	25,247 人	306,091 人
令和元年度	199,810 人	61,327 人	31,331 人	292,468 人
令和 2 年度	130,295 人	28,381 人	20,154 人	178,830 人
令和 3 年度	114,909 人	27,997 人	15,814 人	158,720 人

	現状値	目標値
人口 1 人当たりのスポーツ施設利用回数（3月末の人口で計算）	R3	R9
	3回	8回

2 競技スポーツの振興

（1）井原市スポーツ協会の充実

①競技人口の増加

- ・協会の設置目的を推進・達成するため、専門部の充実を図るとともに、組織としての充実を図ります。
- ・参加しやすい大会となるよう開催時期や開催方法等を工夫します。
- ・大会の内容が参加者に適切に伝わるようホームページや SNS 等の時代に即したツールを活用し早期の情報提供に努めます。
- ・競技者や指導者のモチベーションを高めるため、顕彰を通じて市民への積極的な周知に努めます。
- ・各種スポーツを奨励し、競技力の向上を図るため、優秀な成績を収めた選手を激励します。

②高レベルの技術に触れる機会の創出

- ・競技スポーツ全体のレベルアップを図るため、高レベルの技術に触れる機会を創出します。
- ・現有施設では公式の大会を開催することは困難な状況ですが、連携協定を結んでいる団体や大学と連携を図り、その技術を身近に感じることができる大会やイベント等を開催します。

③ジュニアの育成支援

- ・スポーツ協会各専門部は、技術の向上が図られるよう積極的にジュニアの育成を図ります。
- ・競技人口を確保し、競技力を維持するため、他団体との交流を目的として開催される大会等を支援するなどスポーツ少年団の育成を図ります。

④学校スポーツとの連携

- ・部活動の指導者等にスポーツ協会の人材を活かすなど学校スポーツとの連携に努めます。

（2）スポーツによる元気の発信

①陸上競技、新体操のまちづくり

- ・スポーツでの活躍は多くの市民に明るい話題を提供し、元気や感動を与えることから、支援を継続し、本市の元気を全国へ発信します。
- ・全国でもトップクラスの競技力を持つ新体操、陸上競技の競技力の維持向上を図るため今後も支援を行います。

- ・新体操のまちとして競技力の維持向上を図るため、ジュニアの育成を継続して支援し大学とも連携していきます。
- ・大会等へ有名な選手を招聘することにより、競技力の向上を図るとともに、市内外からの交流人口の増加を図ります。

②各競技のレベルの向上

- ・レベルにあった指導ができるよう、研修等を通じて指導者の育成を図ります。
- ・岡山県スポーツ協会やプロチーム・連携協定を結んでいる団体・大学等から指導者の派遣を受け入れるなど、指導者の発掘や活用を図ります。

③スポーツ施設の整備・充実と管理

- ・競技スポーツを振興する上で必要となる施設全体のあり方について施設利用者の意見を踏まえ検討します。
- ・競技者のニーズを把握し、競技をする上で必要となる施設・設備・器具の整備、充実を図ります。
- ・誰もがいつでも気軽に施設を予約できるように時代に即した予約システム等について検討します。
- ・新型コロナウイルス等、感染症対策を踏まえた施設管理を行います。



第3章 計画推進の考え方

1 スポーツ推進についての意義

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものです。

また、スポーツを楽しみながら継続することで、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命を伸ばすことができます。

更に、スポーツは人と人とのふれあいや結びつき深め、人間関係を豊かなものにするとともに、地域の一体感の醸成や地域社会の活性化にもつながるなど、極めて意義が大きなものです。

井原市スポーツ推進計画を推進していくためには、行政のみで施策を進めるだけでなく、市民や井原市スポーツ協会、各種スポーツ団体等が主体的にスポーツの推進に関する取組に積極的に参加することが必要となります。

それぞれが、計画の基本理念や基本目標を理解し、適切に役割を分担、あるいは互いに連携しながら計画を推進し、「輝くひと 未来創造都市 いばら」の実現を目指します。

2 市民総参加に向けて

スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と捉え、競技としてのスポーツのほか、散歩や健康体操、ハイキングなど健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものも広くスポーツとして捉えています。

また、国が策定した第2期スポーツ基本計画では、スポーツの関わり方としては、スポーツを「する」ことだけでなく「みる」「ささえる」ことも含まれるとし、第3期も継続しています。全ての人がスポーツに関わることで、その価値が高まっていくとしています。

全ての市民が、スポーツを日常生活に位置付け、スポーツにより人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできるように努めます。



第4章 資料編

井原市スポーツ推進計画（第3期）

資 料 編

◆井原市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿	15
◆井原市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱	16
◆スポーツ基本法（抜粋）	17
◆岡山県スポーツ推進条例（抜粋）	23
◆井原市生涯学習及びスポーツに関するアンケート調査結果報告書	27

井原市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

	役 職 名	氏 名	備 考
1	委員長	志多木勝俊	井原市スポーツ協会理事長
2	副委員長	梶田 利晃	井原市スポーツ推進委員協議会長
3	委 員	柳井 秀香	井原市スポーツ協会副会長
4	委 員	妹尾 曜子	井原市スポーツ推進委員協議会委員
5	委 員	田中 正行	岡山県中学校体育連盟井原支部長
6	委 員	佐藤 英樹	岡山県小学校体育連盟井原支部長
7	委 員	津組 武志	井原市連合少年団協議会運営委員長
8	委 員	小山 晃	総合型地域スポーツクラブ会長
9	委 員	岡田 捷夫	井原市老人クラブ連合会会長
10	委 員	片山 正樹	井原市公民館協議会
11	委 員	佐藤 美保	一般公募委員
12	委 員	森下 即子	一般公募委員

井原市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 井原市のスポーツ行政について、将来を見通した目標及び基本方針並びにその間に取り組むべき具体的な施策について示す井原市スポーツ推進計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定するため、井原市スポーツ推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ推進計画の策定に関すること。
- (2) スポーツ推進計画策定に係る諸調査に関すること。
- (3) スポーツ推進に関する重要事項に係る調査、審議及び提言に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各種団体代表者
- (2) 公募により選考委員会の選考を経た者
- (3) その他教育委員会が適当と認める者

（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会スポーツ課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、策定委員会において別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

（会議の特例）

- 3 第5条の規定にかかわらず、最初にかかれる会議は、教育長が招集する。

スポーツ基本法抜粋（平成23年法律第78号）

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポ

一ツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）

の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（学校における体育の充実）

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

岡山県スポーツ推進条例（平成24年岡山県条例33号）

（目的）

第一条 この条例は、スポーツが心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神のかん養等のために重要であるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることに鑑み、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村及びスポーツ団体の責務又は役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

（基本理念）

第三条 スポーツの推進は、全ての県民がスポーツの持つ意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、生涯にわたり身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2 スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。

3 スポーツの推進は、青少年(満十八歳に満たない者をいう。第十二条において同じ。)の体力の向上を図るとともに、公正さ、規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。

4 スポーツの推進は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。

5 スポーツの推進は、県内に活動の拠点を置き、現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム(以下「県のスポーツ選手等」という。)が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。

6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。

- 7 スポーツの推進は、スポーツが県民に夢、勇気及び感動を与えることに鑑み、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念(次条及び第六条において「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村、スポーツ団体、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、関係者相互の連携によるスポーツの推進に関する取組の促進に努めるものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（スポーツ団体の役割）

第六条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、県、市町村、他のスポーツ団体その他の関係者との協働に努めるものとする。

（推進計画の策定）

第七条 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、推進計画を策定するに当たっては、岡山県スポーツ推進審議会(岡山県スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年岡山県条例第三十一号)に基づく岡山県スポーツ推進審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（県民のスポーツ活動への参加の促進）

第八条 県は、スポーツの持つ意義についての県民の理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

（生涯にわたるスポーツ活動の推進）

第九条 県は、全ての県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ(地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であって、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。)

及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（スポーツ施設の整備等）

第十条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設（当該施設の設備を含む。次項において同じ。）の整備及び機能の維持増進に努めなければならない。

2 県は、県が設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。第十三条において同じ。）及びスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう配慮するものとする。

（心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動の推進）

第十一条 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動を推進するため、当該スポーツ活動に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（青少年のスポーツ活動への参加の機会の提供）

第十二条 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、青少年がスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（学校における体育の充実）

第十三条 県は、学校における体育の充実を図るため、教員の体育に関する資質の向上を図るとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（障害のある人のスポーツ活動の推進）

第十四条 県は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障害のある人のスポーツ活動に携わる人材及び団体の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（競技水準の向上等）

第十五条 県は、競技水準の向上を図るため、県のスポーツ選手等又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会又は講習会の開催等による県のスポーツ選手等、その指導者及びスポーツ団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツに伴う事故の防止等に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツ医学の活用促進に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるよう、地域社会の各分野において活躍することができる知識及び技能の習得に対する支援

並びに環境の整備に努めるものとする。

（スポーツを通じた地域の活性化等）

第十六条 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民の交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの大会の開催又はスポーツの合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

第十七条 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められるものの顕彰を行うものとする。

（財政上の措置）

第十八条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生涯学習及びスポーツに関する市民アンケート調査結果報告書

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

市民の皆様の生涯学習・スポーツとのかかわりや、考え、意見・要望を把握することによって、今後の本市の生涯学習・スポーツ振興施策の参考とさせていただくために実施しました。

2. 調査の設計

(1) 調査対象

市内在住の16歳以上の男女1,000人を住民基本台帳から無作為抽出しました。

(2) 調査方法

郵送配付、郵送回収またはWeb回収を行いました。

(3) 回収数

《参考：Web回答の全体に占める割合》

発送数	1,000 件
回収数	371 件 (内、Web回収 81 件)
回収率	37.1%
有効回収数	371 件 (内、Web回収 81 件)
有効回収率	37.1%

年代	回答件数	Web 回答件数	Web 回答率
10代	11	4	36.4%
20代	20	7	35.0%
30代	42	20	47.6%
40代	43	17	39.5%
50代	67	18	26.9%
60代	100	12	12.0%
70代以上	85	3	3.5%
無回答	3	-	-
合計	371	81	21.8%

(4) 調査の期間

令和4年6月17日から令和4年7月8日まで

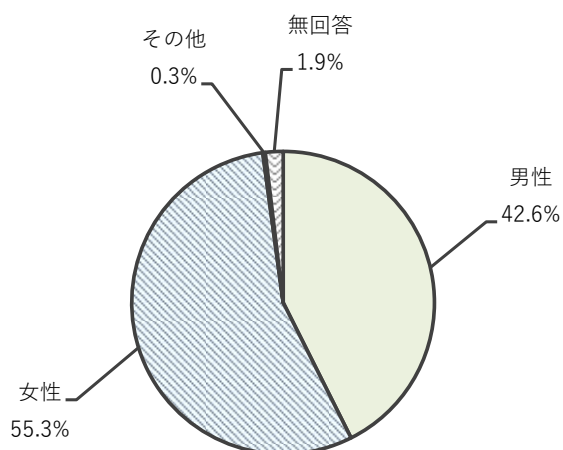
3. 報告書の見方

- 基数となるべき実数は、(n=〇〇)と表示し、各比率は、すべてを100%として百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのために、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 質問文の中に、複数回答が可能な質問がありますが、その場合、回答の合計は、調査数を上回ることがあります。
- 図中の選択肢表記は、場合によっては語句を短縮・簡略化している場合があります。

第2章 調査結果

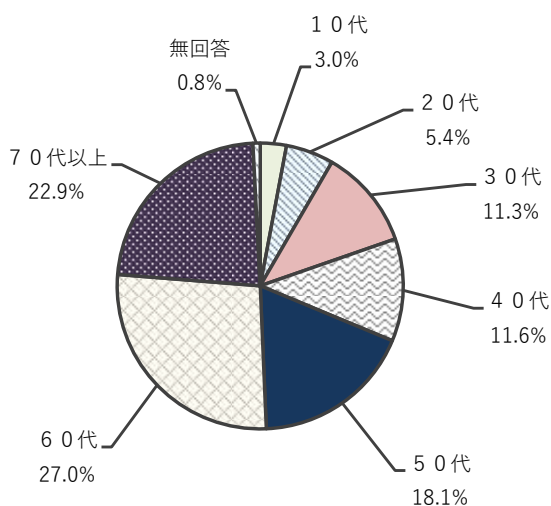
1. 基本属性

（1）性別



(n=371)

- 性別について、「女性」と回答した人の割合が最も高く、55.3%となっています。次いで、「男性」（42.6%）、「その他」（0.3%）と続いています。

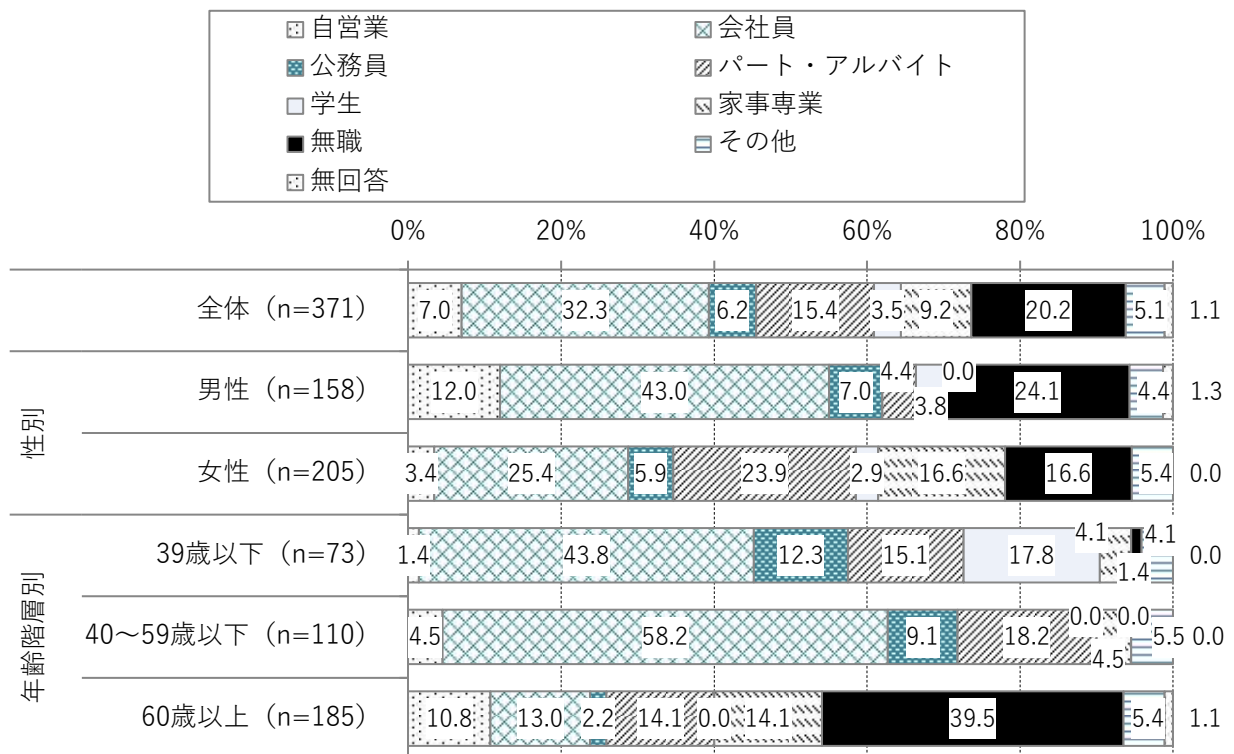


(n=371)

（2）年代

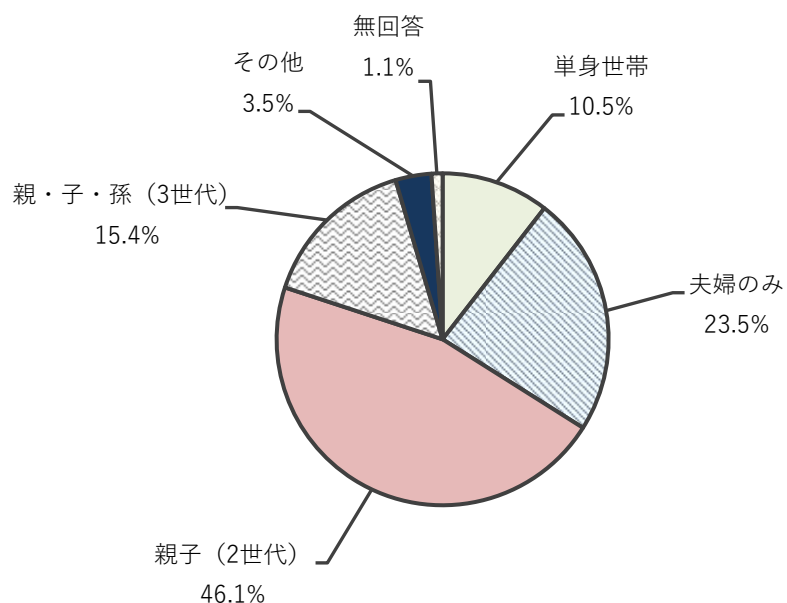
- 年代について、「60代」と回答した人の割合が最も高く、27.0%となっています。次いで、「70代以上」（22.9%）、「50代」（18.1%）と続いています。

（3）職業



- 職業について、「会社員」と回答した人の割合が最も高く、32.3%となっています。次いで、「無職」（20.2%）、「パート・アルバイト」（15.4%）と続いています。
- 性別にみると、男性の「自営業」、「会社員」の割合が女性に比べて高くなっている一方、女性の「パート・アルバイト」、「家事専業」の割合は男性に比べて高くなっています。
- 年齢階層別にみると、60歳以上の「会社員」の割合は、その他の年齢階層に比べて低くなっています。

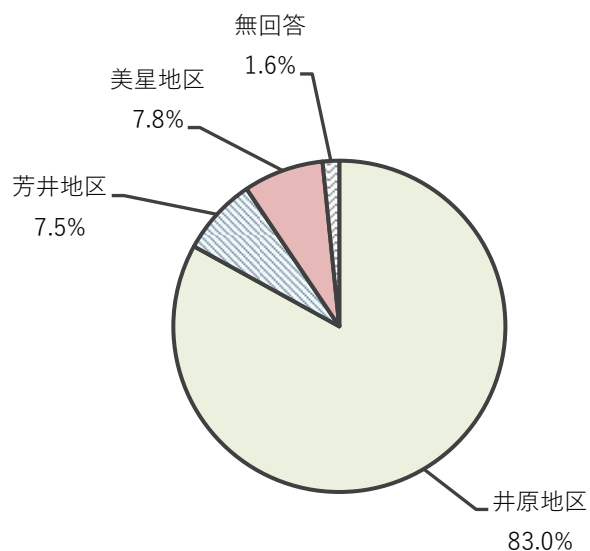
（4）世帯構成



(n=371)

●世帯構成について、「親子（2世代）」と回答した人の割合が最も高く、46.1%となっています。次いで、「夫婦のみ」（23.5%）、「親・子・孫（3世代）」（15.4%）と続いています。

（5）居住地区

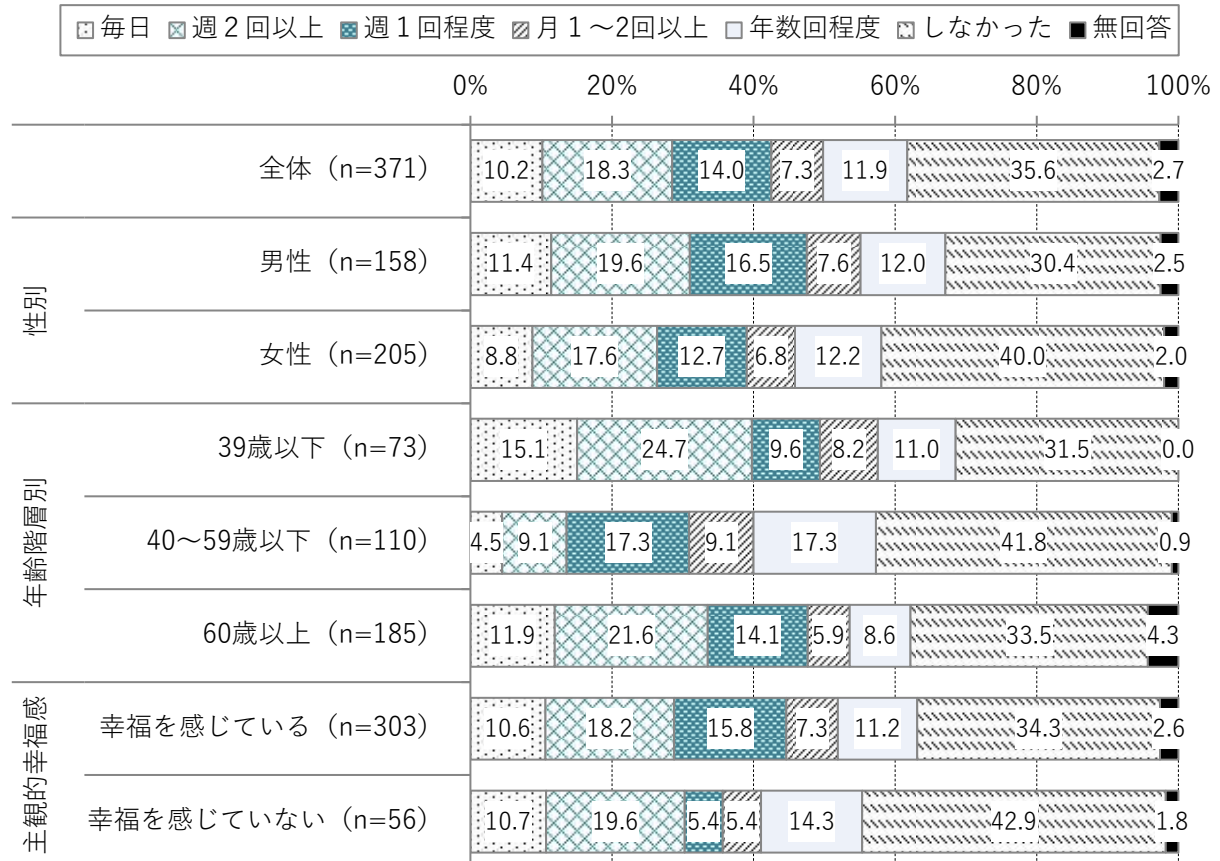


(n=371)

●居住地について、「井原地区」と回答した人の割合が最も高く、83.0%となっています。次いで、「美星地区」（7.8%）、「芳井地区」（7.5%）と続いています。

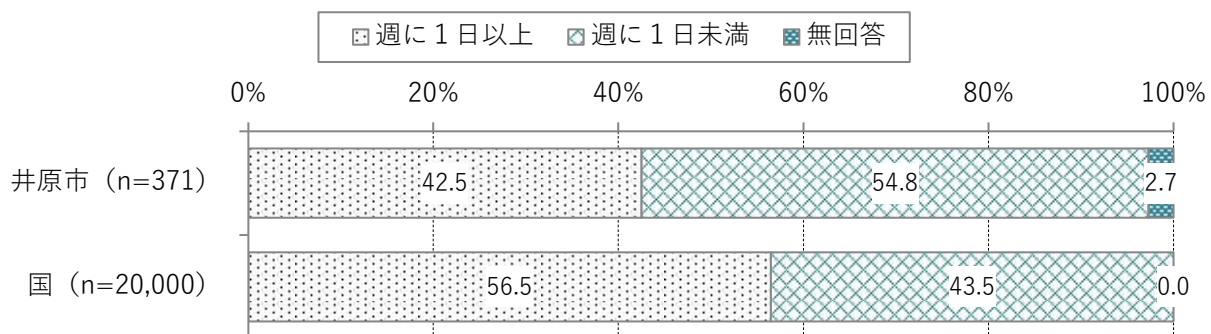
7. スポーツの振興について

問 24 あなたは、この1年に、1回30分以上の汗をかくスポーツをどのくらいの頻度で行いましたか。（スポーツには、ウォーキングや体操等、健康づくりのためのものを含みます。）



- この1年の、1回30分以上の汗をかくスポーツを行った頻度について、「しなかった」と回答した人の割合が最も高く、35.6%となっています。次いで、「週2回以上」（18.3%）、「週1回程度」（14.0%）と続いています。
- 性別にみると、『週に1回以上』（「毎日」と「週2回以上」と「週1回程度」の和）の割合は、女性の方が、8.4ポイント低くなっています。
- 年齢階層別にみると、『週に1回以上』の割合は、39歳以下が最も高く49.4%となっています。次いで、60歳以上（47.6%）、40～59歳以下（30.9%）と続いています。

《 参考：令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）結果との比較 》



※井原市の「週に1日以上」は「毎日」と「週2回以上」と「週1回程度」と回答した割合の和

※国の「週に1日以上」は「週に5日以上（年251日以上）」、「週に3日以上（年151日～250日）」、「週に2日以上（年101日～150日）」、「週に1日以上（年51日～100日）」と回答した割合の和

●国と井原市の調査方法は異なることから単純に比較することは出来ませんが、参考に比較してみると、井原市の「週に1日以上」の割合は42.5%となっており、国より14.0ポイント低くなっています。

【問24で「しなかった」以外を選ばれた方にお聞きします】

問25 あなたは、この1年に、どんなスポーツをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

（単位：％）

		ウォーキング	ランニング・ジョギング	サイクリング	水泳	ゴルフ	体操・ストレッチ・ヨガ	筋力トレーニング	団体スポーツ（野球・バレーボールなど）	ウィンタースポーツ	ニュースポーツ	その他	無回答
全体（n=229）		66.8	13.1	7.4	2.2	9.6	26.6	15.3	7.9	1.3	0.4	11.8	1.7
性別	男性（n=106）	64.2	19.8	13.2	3.8	18.9	16.0	20.8	11.3	2.8	0.9	9.4	0.9
	女性（n=119）	69.7	7.6	1.7	0.8	1.7	35.3	10.1	5.0	0.0	0.0	12.6	2.5
年齢階層別	39歳以下（n=50）	50.0	40.0	6.0	2.0	4.0	12.0	40.0	12.0	2.0	0.0	20.0	2.0
	40～59歳以下（n=63）	71.4	9.5	6.3	3.2	6.3	28.6	11.1	9.5	1.6	0.0	6.3	0.0
	60歳以上（n=115）	71.3	3.5	8.7	1.7	13.9	32.2	7.0	5.2	0.9	0.9	11.3	2.6
主観的幸福感	幸福を感じている（n=191）	68.1	13.1	6.3	2.1	9.9	27.7	15.7	7.9	1.6	0.5	12.0	1.0
	幸福を感じていない（n=31）	58.1	16.1	16.1	3.2	3.2	19.4	16.1	6.5	0.0	0.0	12.9	6.5

- この1年に、行ったスポーツについて、「ウォーキング」と回答した人の割合が最も高く、66.8%となっています。次いで、「体操・ストレッチ・ヨガ」（26.6%）、「筋力トレーニング」（15.3%）と続いています。
- 性別にみると、「ランニング・ジョギング」、「サイクリング」、「ゴルフ」、「筋力トレーニング」、の割合は男性の方が、「体操・ストレッチ・ヨガ」の割合は女性の方が10ポイント以上高くなっています。
- 年齢階層別にみると、40～59歳以下、60歳以上の「ウォーキング」の割合が、39歳以下に比べて高くなっています。一方、39歳以下の「ランニング・ジョギング」、「筋力トレーニング」の割合は、その他の年齢階層に比べて高くなっています。また、60歳以上の「ゴルフ」の割合は、その他の年齢階層に比べて高くなっています。
- 主観的幸福感別にみると、幸福を感じている人の「ウォーキング」、「体操・ストレッチ・ヨガ」の割合が、幸福を感じていない人に比べて高くなっています。

【問24で「しなかった」以外を選ばれた方にお聞きします】

問26 スポーツを行う目的は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

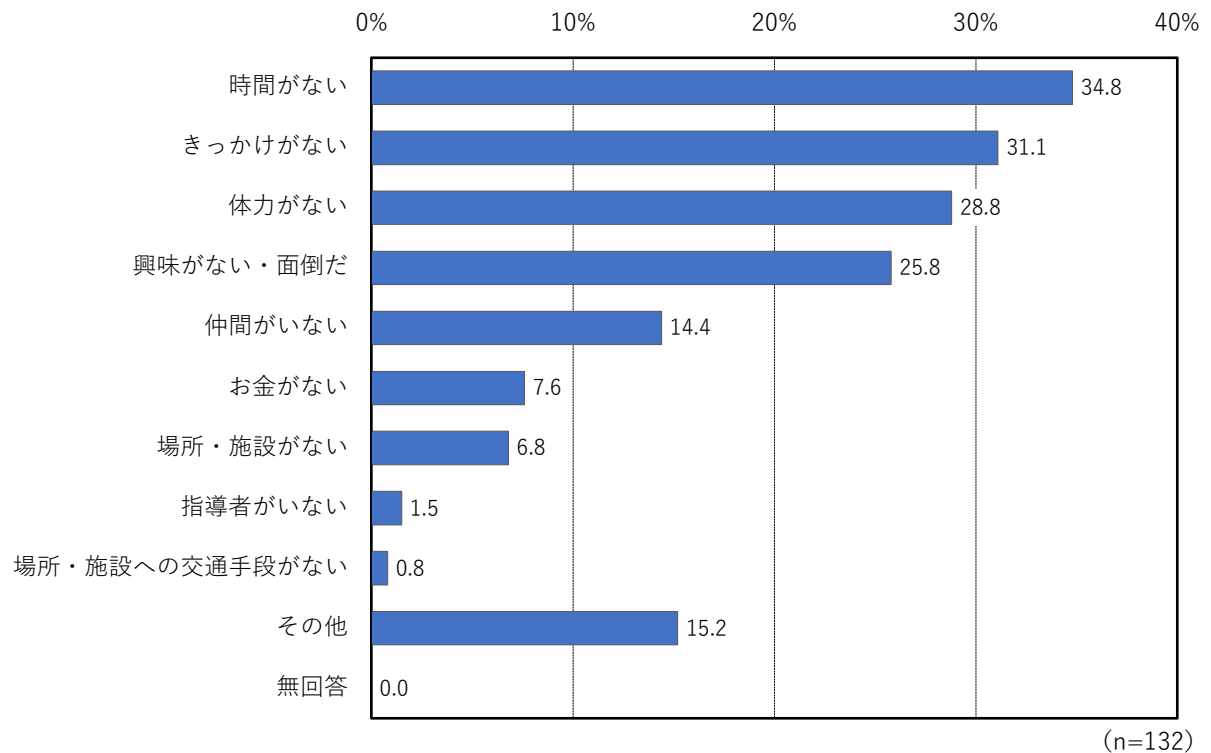
（単位：％）

		健康・体力づくりのため	心身のリフレッシュのため	家族・地域とのふれあいのため	美容のため	競技力を高めるため	その他	無回答
全体（n=229）		83.8	53.3	13.1	8.3	7.0	1.7	3.1
性別	男性（n=106）	84.9	53.8	9.4	3.8	12.3	0.9	1.9
	女性（n=119）	83.2	52.1	16.8	12.6	1.7	2.5	4.2
年齢階層別	39歳以下（n=50）	68.0	56.0	20.0	18.0	20.0	4.0	2.0
	40～59歳以下（n=63）	85.7	50.8	7.9	12.7	4.8	1.6	1.6
	60歳以上（n=115）	89.6	53.9	13.0	1.7	2.6	0.9	4.3
主観的幸福感	幸福を感じている（n=191）	85.9	55.5	13.1	8.9	7.9	0.5	2.6
	幸福を感じていない（n=31）	74.2	45.2	12.9	6.5	3.2	6.5	6.5

- スポーツを行う目的について、「健康・体力づくりのため」と回答した人の割合が最も高く、83.8%となっています。次いで、「心身のリフレッシュのため」（53.3%）、「家族・地域とのふれあいのため」（13.1%）と続いています。
- 性別にみると、「競技力を高めるため」の割合は男性の方が、「家族・地域とのふれあいのため」、「美容のため」の割合は女性の方が5ポイント以上高くなっています。
- 年齢階層別にみると、39歳以下の「競技力を高めるため」の割合が、その他の年齢階層に比べて高くなっている一方、39歳以下の「健康・体力づくりのため」の割合が、その他の年齢階層に比べて低くなっています。
- 主観的幸福感別にみると、「健康・体力づくりのため」、「心身のリフレッシュのため」の割合は、幸福を感じている人の方が幸福を感じていない人に比べて10ポイント以上高くなっています。

【問24で「しなかった」と答えた方にお聞きします】

問27 スポーツを行わない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）



- スポーツを行わない理由について、「時間がない」と回答した人の割合が最も高く、34.8%となっています。次いで、「きっかけがない」(31.1%)、「体力がない」(28.8%)と続いています。その他の回答では、「農作業が忙しい」、「仕事で体を動かしているので必要ない」、「体力が続かない」といった意見が複数ありました。

問28 あなたは、これからどのようなスポーツをしてみたいと思いますか。

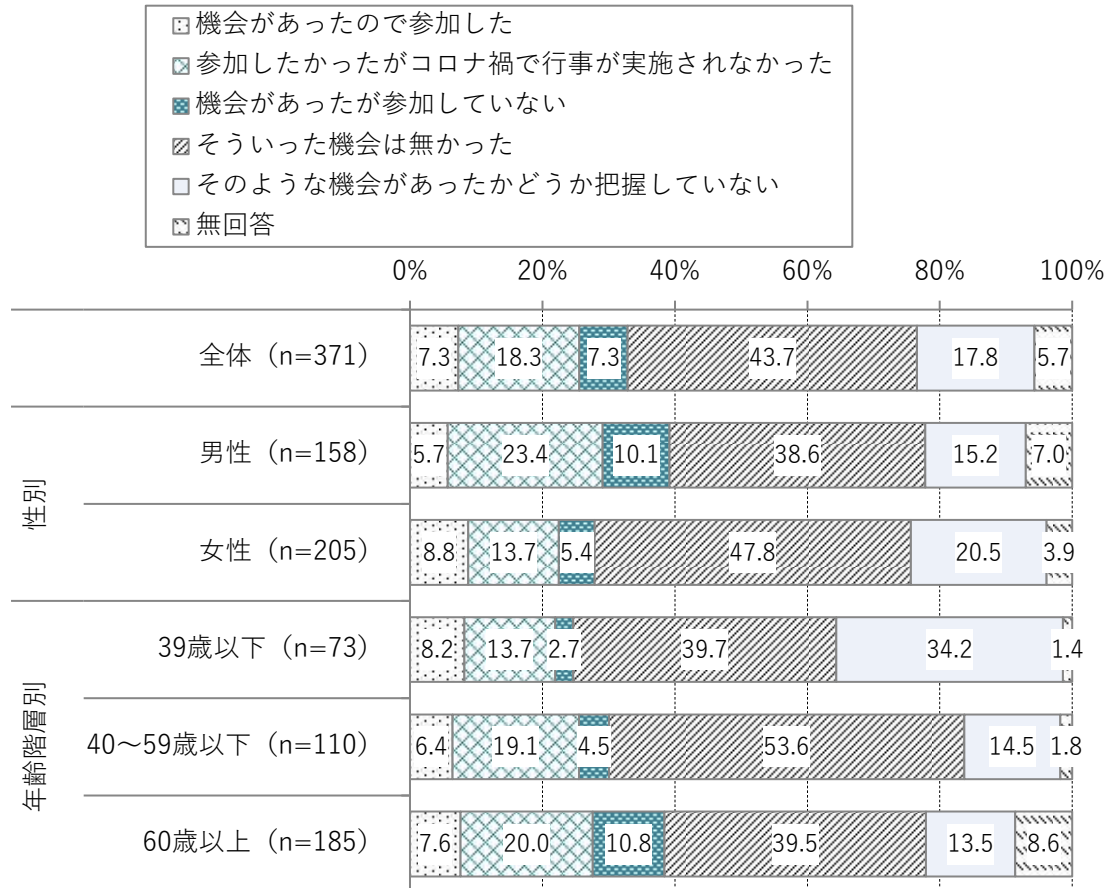
（あてはまるものすべてに○）

（単位：％）

		ウォーキング	ランニング・ジョギング	サイクリング	水泳	ゴルフ	体操・ストレッチ・ヨガ	筋力トレーニング	団体スポーツ（野球・バレーボールなど）	ウィンタースポーツ	ニョースポーツ	してみたいとは思わない	その他	無回答
	全体（n=371）	42.6	10.8	9.4	13.5	10.0	30.7	20.8	6.5	5.4	2.7	14.0	6.2	5.9
性別	男性（n=158）	40.5	14.6	11.4	16.5	18.4	12.0	20.3	8.2	5.1	3.8	17.7	6.3	5.7
	女性（n=205）	44.9	7.8	7.8	11.2	3.9	46.3	22.0	5.4	5.4	2.0	11.7	5.4	4.9
年齢階層別	39歳以下（n=73）	34.2	20.5	15.1	16.4	8.2	26.0	31.5	12.3	15.1	2.7	15.1	8.2	0.0
	40～59歳以下（n=110）	37.3	13.6	10.0	14.5	12.7	38.2	28.2	8.2	6.4	1.8	14.5	1.8	0.9
	60歳以上（n=185）	49.7	5.4	7.0	11.9	9.2	28.6	12.4	3.2	1.1	3.2	13.0	7.6	10.8
主観的幸福感	幸福を感じている（n=303）	43.2	11.2	8.9	13.5	10.6	31.0	21.8	6.6	5.3	2.6	12.5	5.3	5.3
	幸福を感じていない（n=56）	44.6	10.7	14.3	16.1	7.1	32.1	17.9	7.1	7.1	3.6	23.2	5.4	5.4

- これからしてみたいスポーツについて、「ウォーキング」と回答した人の割合が最も高く、42.6%となっています。次いで、「体操・ストレッチ・ヨガ」（30.7%）、「筋力トレーニング」（20.8%）と続いています。
- 性別にみると、「ゴルフ」の割合は男性の方が、「体操・ストレッチ・ヨガ」の割合は女性の方が10ポイント以上高くなっています。
- 年齢階層別にみると、39歳以下の「ウィンタースポーツ」、40～59歳以下の「体操・ストレッチ・ヨガ」、60歳以上の「ウォーキング」の割合が、その他の年齢階層に比べて高くなっています。

問 29 あなたは、この1年で運動会や町内会・老人クラブ・子ども会の大会、イベント等の場で、地域住民と一緒にスポーツに参加しましたか。



- この1年で運動会や町内会・老人クラブ・子ども会の大会、イベント等の場で、地域住民と一緒にスポーツに参加したかという問について、「そういった機会はなかった」と回答した人の割合が最も高く、43.7%となっています。次いで、「参加したかったがコロナ禍で行事が実施されなかった」（18.3%）、「そのような機会があったかどうか把握していない」（17.8%）と続いています。
- 性別にみると、『機会があったので参加した・参加しようとした』（「機会があったので参加した」と「参加したかったがコロナ禍で行事が実施されなかった」の和）の割合は男性の方が、6.6ポイント高くなっています。
- 年齢階層別にみると、年齢階層が上がるにつれて、『機会があったので参加した・参加しようとした』の割合が高くなっています。

問 30 あなたは今後、どのようなスポーツ行事があれば、参加してみたいと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

（単位：％）

		も ス ポ ー ツ を 実 際 に 体 験 で き る	ス ポ ー ツ に 関 する 講 演 会	も 有 名 ス ポ ー ツ 選 手 が 参 加 す る	き 健 康 づ く り に 役 立 つ 運 動 が で き る	親 子 で 参 加 で き る イ ベ ン ト	会 場 に 飲 食 ブ ー ス が あ る も の	ス ポ ー ツ 行 事 に 参 加 し た い と は 思 わ な い	そ の 他	無 回 答
全体（n=371）		23.7	4.9	12.1	40.2	10.0	8.6	23.7	3.0	8.6
性別	男性（n=158）	25.9	7.0	15.2	38.0	8.2	9.5	25.9	1.9	7.0
	女性（n=205）	22.4	3.4	9.8	42.4	11.7	7.8	22.9	3.4	8.3
年齢階層別	39歳以下（n=73）	38.4	4.1	16.4	20.5	28.8	15.1	23.3	4.1	1.4
	40～59歳以下（n=110）	23.6	9.1	22.7	31.8	12.7	9.1	30.9	0.9	0.9
	60歳以上（n=185）	18.4	2.7	4.3	53.5	1.1	5.9	19.5	3.8	15.1
主観的幸福感	幸福を感じている（n=303）	25.7	5.0	12.9	41.6	11.9	9.2	21.1	2.6	7.3
	幸福を感じていない（n=56）	17.9	5.4	10.7	35.7	1.8	7.1	39.3	3.6	7.1

- 今後、参加してみたいと思うスポーツ行事について、「スポーツ行事に参加したいとは思わない」と回答した人の割合は23.7%となっており、これと無回答（8.6%）を除く67.7%は何らかのスポーツ行事に参加してみたいと回答しています。そのスポーツ行事として、「健康づくりに役立つ運動ができるもの」と回答した人の割合が最も高く、40.2%となっています。次いで、「スポーツを実際に体験できるもの」（23.7%）、「有名スポーツ選手が参加するもの」（12.1%）と続いています。
- 性別にみると、「有名スポーツ選手が参加するもの」の割合は男性の方が、5.4ポイント高くなっています。
- 年齢階層別にみると、「スポーツ行事に参加したいとは思わない」と回答した割合は、40～59歳以下が最も高く30.9%となっています。また、年齢階層が上がるにつれて、「健康づくりに役立つ運動ができるもの」の割合が高くなる一方、年齢階層が低くなるにつれて、「スポーツを実際に体験できるもの」、「親子で参加できるイベント」の割合は高くなっています。

問 31 子どもの体力を向上させるために最も必要と思うものを選択してください。

（単位：％）

		幼児期のための教室やイベントの充実	学校の体育の授業	子どもたちが安全に体を動かせる環境の整備	適切な指導者	食生活や栄養面の指導	その他	無回答
全体（n=371）		16.7	17.0	38.8	28.3	11.6	1.9	7.0
性別	男性（n=158）	17.1	19.6	36.7	31.0	7.0	1.3	7.0
	女性（n=205）	16.6	15.6	41.0	26.8	15.6	2.0	5.4
年齢階層別	39歳以下（n=73）	17.8	17.8	34.2	34.2	15.1	2.7	1.4
	40～59歳以下（n=110）	12.7	20.9	40.0	29.1	10.0	1.8	1.8
	60歳以上（n=185）	18.9	14.1	40.5	25.9	11.4	1.6	11.4
主観的幸福感	幸福を感じている（n=303）	17.5	17.5	39.6	29.7	11.2	1.0	5.6
	幸福を感じていない（n=56）	12.5	17.9	39.3	21.4	14.3	5.4	7.1

- 子どもの体力を向上させるために最も必要と思うものについて、「子どもたちが安全に体を動かせる環境の整備」と回答した人の割合が最も高く、38.8%となっています。次いで、「適切な指導者」（28.3%）、「学校の体育の授業」（17.0%）と続いています。
- 性別にみると、「食生活や栄養面の指導」の割合は、女性の方が8.6ポイント高くなっています。
- 年齢階層別にみると、年齢階層が低くなるにつれて、「適切な指導者」の割合が高くなっています。

問 32 井原市のスポーツ施設の管理運営に望むものを選択してください。

（あてはまるものすべてに○）

（単位：％）

		利用しやすい料金設定	開館日・開館時間の延長	利用手続きの簡略化	窓口職員との丁寧な対応・心地よい接遇	施設の美化の促進	安全に利用できる施設の整備	施設の清掃の徹底	特になし	その他	無回答
	全体（n=371）	43.1	17.8	29.9	18.9	24.0	35.8	21.8	19.7	3.2	6.5
性別	男性（n=158）	43.7	16.5	26.6	13.9	19.6	29.1	15.2	22.2	1.9	5.7
	女性（n=205）	43.4	19.5	33.2	22.9	27.8	41.5	27.3	18.0	3.9	5.4
年齢階層別	39歳以下（n=73）	58.9	21.9	42.5	28.8	37.0	45.2	35.6	13.7	2.7	2.7
	40～59歳以下（n=110）	42.7	24.5	30.0	17.3	27.3	35.5	22.7	13.6	2.7	0.0
	60歳以上（n=185）	37.8	12.4	25.4	16.2	17.3	33.0	16.2	25.4	3.8	10.8
主観的幸福感	幸福を感じている（n=303）	46.9	18.8	31.4	19.8	26.1	37.0	23.8	18.2	3.3	5.6
	幸福を感じていない（n=56）	28.6	16.1	28.6	16.1	14.3	32.1	10.7	30.4	3.6	1.8

- 井原市のスポーツ施設の管理運営に望むものについて、「利用しやすい料金設定」と回答した人の割合が最も高く、43.1%となっています。次いで、「安全に利用できる施設の整備」（35.8%）、「利用手続きの簡略化」（29.9%）と続いています。
- 性別にみると、「安全に利用できる施設の整備」、「施設の清掃の徹底」の割合は、女性の方が10ポイント以上高くなっています。
- 年齢階層別にみると、年齢階層が低くなるにつれて、「利用しやすい料金設定」、「利用手続きの簡略化」、「施設の美化の促進」、「施設の清掃の徹底」の割合が高くなっています。

8. 生涯学習・スポーツに関するご意見等（自由回答：スポーツ関係のみ抜粋）

- ⊕ 利用しようと思えば、充実した施設が近くにあり、恵まれていると思う。
（女性, 60代, パート・アルバイト, 親子（2世代））
- ⊕ 近くの小学校のグラウンドなど、施設を使用できるといいな。
（女性, 70代以上, 無職, 親子（2世代））
- ⊕ ウォーキングのサークルを作ってほしい。
（女性, 60代, 家事専業, 親子（2世代））
- ⊕ 過去にB&G海洋センターに子供が小さい時行っていた。今はどの位の年齢層が行っているか、わからない。行くことは運動になると思うが、行っていない。
（女性, 60代, パート・アルバイト, 夫婦のみ）
- ⊕ 文化系も運動系も、講座・教室があれば参加したいという思いはあります。しかし、どこで何が実施されているのか、全く知りません。情報を一元化することで、市民にわかりやすく提示されると有難いです。あちこちに小規模な建物で開催されているのもわかりにくく、理想としては、「ここに来れば、多様な教室・講座に参加できる」と市民に広く認識される施設や、文化ゾーン・スポーツゾーンのようにエリア分けされた、利用しやすい都市計画がされるといいなと思っています。若い世代や、仕事をもつ主婦層が参加したくなる内容や日時設定されているものがなく、年配の人や乳幼児を育てる主婦層にばかり焦点が当てられ、限定的な印象のため、盛り上がりに欠けていると感じます。
（女性, 30代, 会社員, 親子（2世代））
- ⊕ 地域の生涯学習やスポーツ等の振興に対して、地域住民一人一人が積極的に関わっていけるような取り組みは素晴らしいと思います。
（男性, 30代, 公務員, 親子（2世代））
- ⊕ 運動公園にウォーキングコース設置、コースの下にチップを敷くこと。
（男性, 50代, 会社員, 親子（2世代））
- ⊕ 年でもできるスポーツ、体力が落ちている為に出来ない。
（女性, 60代, パート・アルバイト, 夫婦のみ）
- ⊕ 退職後、色々な生涯学習、スポーツ活動などしてみたいと思っているが、コロナウイルス感染症の影響で、まだやれずにいる。もう少し落ち着いてきたら、活動始めたい。
（女性, 60代, 家事専業, 夫婦のみ）
- ⊕ 少子高齢化、過疎化で人口減少社会なので、縦割りでなく、あらゆる関連組織・団体等が協働して、地域づくりを行うことが必要であると考えます。生涯学習・スポーツを高めることは、地域の人々が元気で長生きすることにつながるものであり、活力ある高齢社会につながります。地域には知恵を持つ人材がたくさんいるので、有効活用し、子供から高齢者まで一緒に活動できると良いです。

（女性，60代，その他，親子（2世代））

- ⊕ コロナ禍ではありますが、感染対策をしっかりした上で、規制をもっと緩めてほしい。特に室内、体育館に関しては、厳しい現状が続いており、屋外との差が激しく、屋内活動や趣味に興味がある者にとっては不満がたまる。

（女性，50代，会社員，親子（2世代））

- ⊕ 小市町村の為か、以前よりスポーツ等は思う競技がなく、学生も団体でするスポーツは少なく十分に楽しめないのが現状です。部活動も勢いがなく、バスケットゴールなどの設置やサッカーゴール等、遊ぶためのものも少ないです。また、年齢を重ねても、昼と夜にできる方がちがう為、その設備もコーチもおられないのが現状でしょう。どうしたいのか、新しくできるものは少なく、講師をされる方も高齢の方が多く、同じスポーツをやってもレベルが低かったり、今の世の中でやっている部類とは違う感じがします。ダンス等もそうでしょう。あれだけテレビ等でやっている様なものはひとつありませんね。市民会館で行う行事も少なく、コンサートや講演もほとんどなく、さみしいかぎりです。語学にしても講座も少なく、みつける事もできません。韓国では公園にウォーキングのブランコの様なものや、ぶらさがる為の鉄棒など、スポーツジムに行かなくても歩くついでにできるものがたくさんあります。

（女性，60代，パート・アルバイト，親・子・孫（3世代））

- ⊕ 生涯学習もスポーツもとても大切なものだと思う。と思いますが、自分が実践するのには困難が……。もっと身近に気軽に自分が触れることができるものであればいいのですが……。

（女性，50代，家事専業，親子（2世代））

- ⊕ 歩いて行けるような場所で出来るような事がしたい。老後、車がなくても利用できる場所を各所につくってほしい。美星は車がないと利用しにくいので。

（女性，50代，公務員，夫婦のみ）

- ⊕ 過去に水泳をしていたので80歳くらいまでは泳ぎたい。以前は大阪府堺市に住んでいて、いたる所にスポーツジムがあったので、交通手段の悪い井原市では行けないです。室内犬トイプードルを飼っているのですが、子供がいない私にとっては大事な宝です。子供を預かってもらえる所は多いけれど、犬も有料でもかまわないので、預かってほしい。スポーツジムがあればいいのですが……。

（女性，60代，家事専業，夫婦のみ）

- ⊕ 仕事を辞めれば何かスポーツをするかもしれない。今は興味がない。

（男性，60代，会社員，夫婦のみ）

- ⊕ 自由にスポーツができる施設があったら良いと思う。無料で……。室内競技、卓球、バドミントン、ボルダリングなど。※1ヶ月に1回ウォーキングデーを決めて、ウォーキング大会をしたらどうか？色々な距離を設定して、自分の体力に合ったコースに自由参加する（私は毎日1万歩を目標に、好きな時間に歩いています）。

（女性，70代以上，家事専業，夫婦のみ）

- ⊕ 芳井町にアスワがある。施設にしっかりと税金を入れる。利用者の負担額を少なくする。
(男性, 60代, パート・アルバイト, 単身世帯)
- ⊕ 無理をしないで続けられるもの!!そして、参加してみたい教室の充実。
(男性, 60代, 無職, 夫婦のみ)
- ⊕ のびのびとスポーツができる公園、大規模で広い公園や大規模のスポーツ施設を増やして欲しい。設備と環境を整えて、スポーツに対して子ども達が前のめりで取り組めるまちづくりが理想です。
(男性, 20代, 会社員, 親子(2世代))
- ⊕ 子供は、専門的にスポーツ(プロ)、体力をつけるスポーツ、遊びを通して楽しいスポーツなど、それぞれ分かれてくると思われます。いろんなスポーツの目的に合った場が必要です。大人は、仕事、趣味の場。老人は、健康にするスポーツ、生きがいを感じるストレスの無い運動のできる場。市民のIT知識の向上を行う(小さい子から大人、老人)。パソコンができない大人がいる。インターネットの活用を行い、情報の共有ができる。
(男性, 60代, 会社員, 親・子・孫(3世代))
- ⊕ 子供の体力向上には、より良い適切な指導者の養成が必要と思う。各施設のリフレッシュが必要だと思う。井原の歴史(人物含む)を市民・子供達に知ってもらうよう、もっとPR活動を活性化したら良いと思う。
(男性, 60代, 会社員, 夫婦のみ)
- ⊕ 自分が楽しめて、仲間と一緒に時間を持てるように。体を使って、健康に過ごせるように。
(女性, 70代以上, 無職, 夫婦のみ)
- ⊕ 生涯学習やスポーツを通じて、気軽に地域内社会の活動として、是非参加したい(あまり負担にならない程度で)。
(男性, 50代, 会社員, 親子(2世代))
- ⊕ 町おこしにつながる様に。(女性, 50代, 会社員, 単身世帯)
- ⊕ 夜や日曜日に開催される教室やイベントがあると参加しやすい。平日・日中だと、働いているとなかなか難しい。
(女性, 50代, 会社員, 親子(2世代))
- ⊕ 応援でも運営協力でもいいのでスポーツやイベントに気軽に参加したいと思える広報、宣伝があるといいなあ。
(女性, 50代, 会社員, 夫婦のみ)
- ⊕ 井原市には、全国にも珍しく芝のグラウンドがありません。芝のグラウンドがあれば子供達も楽しく運動が出来ると思います
(男性, 40代, 自営業, 親・子・孫(3世代))

- ⊕ 設備の改善見直しの徹底をお願いします。
（男性, 60代, 無職, 親子（2世代））
- ⊕ 参加しやすい情報発信。
（男性, 60代, 会社員, 親子（2世代））
- ⊕ 年齢にあったスポーツ、気軽に出来て楽しみのある、又人間関係も大切！
（女性, 70代以上, 無職, その他）
- ⊕ 陸上競技場の使用料を笠岡と同じくらいにして欲しい。
（男性, 30代, 会社員, 親・子・孫（3世代））
- ⊕ 学習やスポーツは自分から選んでやるものでコンテンツを揃えるのではなく複合的な施設・場所を提供してやるのが理想と思っています。
（男性, 60代, 会社員, 親子（2世代））
- ⊕ ボルダリングや、スラックラインがしてみたい。
（女性, 30代, その他, 親子（2世代））
- ⊕ 仕事や家事に時間や体力をとられ、生涯学習やスポーツをする余裕がない。また生涯学習というと50～60代以降の人がしているというイメージがある。周囲に行っている人がいないので行きにくい。
（女性, 40代, 会社員, 親子（2世代））
- ⊕ 施設は利用しやすいが、老朽化が目立つので改善して欲しい。また、インターネットなどで、生涯学習についての情報を発信したら、若い人や転居されて来た人にも情報が届きやすくなるのではないかと思った。
（女性, 30代, 家事専業, 親子（2世代））
- ⊕ 参加できる情報があれば可。
（女性, 50代, 公務員, 親子（2世代））
- ⊕ 定年など歳をとってから始めるにはなかなか難しい面もあるので、若い世代から始められる環境づくりがあると良いと思う。施設の利用状況などから情報を集めて、市内で活動している公私サークルを一括してジャンル別で掲載して、市民が興味のある活動を見れるようにしたら参加する機会が増えるのではないかと思う。データには、新規メンバーの受入可否、人数制限、費用、アピールなどアンケートで情報を得てネットに掲載してもらえると、きっかけになる人が増えるのではないかと思う。特に若い世代にもどんどん参加してほしいと思います。
（女性, 50代, 会社員, 夫婦のみ）
- ⊕ 自分も学生時代はスポーツを部活等でしてましたが、故障してその道を絶たれました。一番大切な事は身体の構造に基づいた指導だと考えます。身体の構造と使い方をもっと知ると、故障や成績も改善が有るのではないのでしょうか。
（男性, 50代, その他, その他）

井原市スポーツ推進計画（第 3 期）

令和 5 年 3 月発行

井原市教育委員会事務局 文化スポーツ課

〒715-8601 岡山県井原市井原町 311 番地 1
（井原市役所 4 階）

TEL (0866) 62-9533

FAX (0866) 62-0332

E-mail sports@city.ibara.lg.jp